

赤川漁業協同組合内共第17号、第18号、第19号

第五種共同漁業権遊漁規則

赤 川 漁 業 協 同 組 合

赤川漁業協同組合内共第17号、第18号、第19号 第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、赤川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第17号、第18号、第19号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、うぐい（はや）、こい、ふな、かじか、さくらます、やまめ、いわな、にじます、ひめます、やつめうなぎ及びもくずがにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、徒手採捕、手釣、竿釣又はたも網、すくい網による遊漁の場合には口頭又はオンラインシステムにより、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第一項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣又はたも網、すくい網による遊漁の場合には第13条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第13条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第8条第1項から5項の遊漁料を同条第6項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 第8条第1項及び第4項に規定する漁具・漁法以外の漁具・漁法による遊漁をしてはならない。

2 次の表の左欄に掲げる魚種水産動植物のうち、中欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる統数又は規模の範囲でなければならない。

魚種水産動植物	漁具・漁法	統数又は規模
あゆ	巻網（刺し網）	肩長 25メートル以内
うぐい（はや）	巻網（刺し網）	肩長 15メートル以内
こい ふな	巻網（刺し網）	1枚12メートル以内5枚まで
かじか	かじかせん（筒）	3ヶ以内

やつめうなぎ	や つ め せ ん	10ヶ以内
やまめ いわな にじます ひめます	刺 し 網	5枚各 12m以内
全魚種	た も 網 、 す く い 網	間口 2メートル以内
	投 網	肩長 4メートル以内
	も ん ど り 網	5ヶ以内
	竹 せ ん (杉 皮 せ ん)	20ヶ以内
もくずがに	徒 手 採 捕	制限なし
	ど う 、 か ご	5ヶ以内

(漁具の禁止)

第4条 1枚網以外の刺し網を使用して水産動物を採捕してはならない。

(遊漁期間)

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種水産動植物を対象とする遊漁を、中欄に掲げる漁具・漁法により行なう場合には、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

水産動植物の種類	漁具・漁法	期間
あ ゆ	徒手採捕、釣り、友釣り たも網、すくい網	組合が定めて公示する日から10月31日まで
	掛け釣り(がら掛け) 投網、巻網(刺し網)	9月1日から10月31日まで
うぐい(はや)	徒手採捕、釣り、たも網	4月1日から9月30日まで
	投網、刺し網、もんどり網、すくい網	周年
こい・ふな	徒手採捕、釣り、たも網	4月1日から9月30日まで
	巻網(刺し網)	赤川水系2月1日から9月19日まで 京田川水系2月1日から9月30日まで
かじか・やまめ・いわな・にじます・ひめます	全漁法・漁具	4月1日から9月30日まで
さくらます	全漁具・漁法	3月1日から8月31日まで
やつめうなぎ	全漁具・漁法	4月1日から5月9日まで 7月1日から8月31日まで
もくずがに	徒手採捕、どう、かご	9月1日から12月31日まで

(禁止区域)

第6条 前条の規定にかかわらず(ア)欄に掲げる水産動物を(イ)欄に掲げる漁具、漁法により(ウ)欄の禁止区域において(エ)欄に掲げる期間中これを採捕してはならない。

ア 水産動物の種類	イ 漁具・漁法	ウ 区域	エ 期間	
全魚種	全漁具・漁法(徒手採捕及びさお釣りを除く。)並びに船艇の使用	大鳥池	周年	
		酒田市黒森地内新川橋上流床止工から河口までの赤川		
	全漁具・漁法	大鳥池西沢		
		大鳥池落口から1.5キロメートルの地点から上流の東沢		
		大鳥池落口から上流1キロメートルの地点から上流の中ノ沢		
		大鳥池落口から850メートルの接点から上流の西ノ沢		
		八久和川との合流点から上流、アオ倉沢分岐点までの小国沢		
		八久和川との合流点から上流2.5キロメートルの地点までの戸立沢		
		戸立沢の合流点から上流1キロメートルの地点までの茶畑沢		
		八久和川との合流点から上流1キロメートル地点までの平七沢		
		八久和(出会川)との合流点から上流800メートル上流地点までのオツボ沢		
		月山ダム上流左岸1号標柱(鶴岡市上名川東山7-124)から右岸2号標柱(鶴岡市大網字中ノ平45-199)を結ぶ下流梵字川ダムまでの梵字川		
	刺し網	鶴岡市伊勢横内地内伊勢横内床止工から下流100メートルの地点までの赤川		周年
	投網・刺し網	鶴岡市日枝地内坂本橋から同市宝町地内三次郎橋までの赤川		10月1日から翌年5月31日まで
全漁具・漁法	大鳥池			

さくらます	巻網	梵字川と早田川の合流点から上流及び下流それぞれ 100 ㍎の地点までの梵字川及び早田川	周年
はや（うぐい）	全漁具・漁法（竿釣りを除く）	鶴岡市大宝寺地内三川橋から上流羽黒橋までの赤川	5月20日から 6月30日まで
		東田川郡庄内町添津地内前野橋から上流添川橋までの京田川	
		鶴岡市水沢地内津利橋から上流石山橋までの大山川（八沢川）	
かじか	全漁具・漁法	鶴岡市内羽黒橋から上流馬渡床止工までの赤川	5月1日から 5月31日まで
		東田川郡庄内町添津地内前野橋から上流添川橋までの京田川	
		鶴岡市水沢地内津利橋から上流石山橋までの大山川（八沢川）	

（全長制限等）

第7条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長等以下のものを採捕してはならない。

水産動植物の種類	全長等
こい	全長 10 センチメートル
ふな、うぐい（はや）	全長 5 センチメートル
もくずがに	甲幅 5 センチメートル

2 腹部に外卵を抱いているもくずがには、採捕してはならない。

（遊漁料の額）

第8条 一般遊漁料の額は次のとおりとする。なお、釣り（さくらますに係るものに限る。）、友釣り、掛け釣り（がら掛け）又は、徒手採捕（やつめうなぎに係るものに限る。）に係る一般遊漁料を納付した場合は、さくらます、あゆ及びやつめうなぎ以外の水産動物についての徒手採捕、釣り、すくい網及びたも網による遊漁もできるものとし、さくらます、及びあゆの投網に係る一般遊漁を納付した場合は、さくらます及びあゆ以外の水産動物についての投網による遊漁もできるものとする。

水産動物の種類	漁具・漁法	遊 漁 料		
		1 日	3 日	1 年
うぐい(はや)、 こいふな、かじ か、やまめ、い わな、にじま す、ひめます、 もくずがに	徒手採捕、釣り、すくい網、たも網	1,050 円	2,100 円	4,150 円
	船艇使用の徒手採捕、釣り、すくい 網、たも網	1,550 円	3,100 円	5,700 円
	投網	2,100 円	4,200 円	7,250 円
	巻網(刺し網)	2,100 円	4,200 円	9,300 円
さくらます	釣り	3,100 円	6,200 円	10,300 円
	投網	6,200 円	12,400 円	20,600 円
あゆ	釣り、友釣り	2,100 円	4,200 円	8,250 円
	掛け釣り (がら掛け)	2,600 円	5,200 円	8,800 円
	投網	3,100 円	6,200 円	10,300 円
やつめうなぎ	徒手採捕 (手かぎを含む)	1,550 円	3,100 円	6,700 円

- 2 遊漁する場所において、組合が任命した漁場監視員(以下「漁場監視員」という。)の指示により納付する場合における遊漁料の額は、前項の遊漁料の額に1,000円を加算して得た額とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の中欄に掲げる遊漁料は、それぞれ右欄のとおりとする。

対象者	遊漁の種類	遊漁料
小学生及び中学生	釣り、徒手採捕、すくい網、たも網による全魚種についての遊漁	無料
高校生及び70歳以上の者並びに肢体不自由者(身体障害者福祉法第15条の規定による身体障害者手帳を所持する者に限る。)	釣り、徒手採捕、すくい網、たも網によるうぐい(はや)こい、ふな、かじか、にじます、いわな、ひめます及びもくずがにの遊漁	第1項に規程する額の1/2に相当する額(期間1年のものに限る。)
小学生、中学生、高校生及び70歳以上の者並びに肢体不自由者(身体障害者福祉法第15条の規定による身体障害者手帳を所持する者に限る。)	第1項に規定する遊漁のうち上記以外のもの	第1項に規定する額から2,100円を控除した額(年券に限る。)

4 特別遊漁料の額は次のとおりとする。なお、特別遊漁料を納付した場合は、第1項のさくらます、あゆ及びやつめうなぎ以外の水産動物についての徒手採捕、釣り、すくい網及びたも網による遊漁もできるものとする。

水産動物の種類	漁具。漁法	期間	遊漁料
あゆ	巻網（刺し網）	1年	15,400円
うぐい（はや）、こい、ふな、かじか、やまめ、いわな、ひめます、やつめうなぎ	もんどり網	1年	6,200円
	やつめせん（筒）	1年	8,800円
	かじかせん（筒）	1年	8,250円
	竹せん（筒）	1年	6,200円
もくずがに	どう、かご	1年	6,200円

5 期間1年の遊漁料について、2種以上納付する場合は、1種を超える遊漁料につきそれぞれ4,150円を控除するものとする。

6 第1項及び第3項に規定する遊漁料は、組合が別に定めて公示する場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて、同条第4項に規定する特別遊漁料については、組合事務所において納付しなければならない。

（遊漁承認証に関する事項）

第9条 組合は、第2条第1項の遊漁料の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所、年齢
- (2) 承認期間
- (3) 漁具・漁法
- (4) 遊漁区域
- (5) 遊漁料の額
- (6) 注意事項
- (7) 発行者名

2 遊漁者は、遊漁をするときは、遊漁証を携帯しなければならない。

3 遊漁証は他人に貸与又は譲渡してはならない。

4 遊漁者は、組合が水産動植物の繁殖保護上又は漁業調整上必要と認めて公示した制限事項に従わなければならない。

（県内共通遊漁の承認等に関する事項）

第10条 この漁場区域及びア表に掲げる全ての漁場区域において、イ表左欄の水産動植物を同表中欄の漁具・漁法を使用して遊漁しようとする者は、第2条、第8条及び前条の規定にかかわらず、あらかじめ、イ

表右欄に掲げる遊漁料を納付し、かつ当該遊漁について山形県内水面漁業協同組合連合会（以下「内水連漁連」という。）の承認を受けなければならない。

ア

漁場区域（漁業権番号）
内共第1号、内共第2号、内共第3号、内共第4号、内共第5号、内共第6号、内共第7号、内共第8号、内共第9号、内共第10号、内共第11号、内共第12号、内共第13号、内共第14号、内共第15号、内共第16号、内共第17号、内共第18号、内共第19号、内共第20号、内共第21号、内共第22号、内共第23号、内共第24号、内共第25号、内共第26号、内共第27号、内共第28号

イ

水産動物	漁具・漁法	遊漁料
全魚種	さお釣り（掛け釣りを除く）	1年間 31,000円
あゆを除く全魚種	同上	1年間 20,000円

2 前項の承認により遊漁するときは、ア表の漁場区域を管理する組合の遊漁規則に従うものとする。

3 第1項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、組合が別に定めて公示する場所又は内水連が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。

（遊漁に際して守るべき事項）

第11条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際して、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となるような行為をしてはならない。

（漁場監視員）

第12条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示す腕章等をつけるものとする。

（1）氏名

（2）有効期間

（3）注意事項

（4）その他必要な事項

（5）発行者名

（違反者に対する措置）

第13条 組合は遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁を中止することを命じ、または、以降その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。